

令和7年4月1日の申請から スポーツ施設の使用料が変わります (専用使用・個人使用)

令和7年4月1日の申請から、以下のとおり使用料を改定します。
利用される皆様にはご負担をおかけすることになりますが、ご理解のほど、
よろしくお願いいたします。

市民体育館 (片山・北千里・山田・南吹田・目俵)

専用使用、個人使用の使用料を変更します。
詳細は、以下をご確認ください。

●市民体育館 新料金表 (専用使用)

単位：円・()内は旧料金

| 施設の名称 / 使用区分 | | 9時～12時 | 13時～17時 | 18時～21時 |
|--|----|------------------|-------------------|--------------------|
| 第1体育室 | 全面 | 7,800 (5,900) | 13,200 (8,900) | 17,700 (12,400) |
| | 片面 | 3,900 (2,900) | 6,600 (4,400) | 8,850 (6,200) |
| 第2体育室 (北千里・山田・目俵) | | 3,600 (2,900) | 6,400 (4,400) | 8,400 (6,200) |
| その他の体育室 | | 1,500 (1,200) | 2,520 (1,700) | 3,300 (2,400) |
| 多目的ホール (目俵) ※多目的ホールのみ 表中の21時を22時とする。 | | 1,800 (1,400) | 3,000 (2,000) | 4,000 (2,900) |

団体の所在が本市外であるときは、本表使用料の2倍の使用料となります。
ただし、吹田市内に在勤・在学の方は吹田市在住の方と同じ料金になります。

●市民体育館 新料金表（個人使用）

単位：円・（ ）内は旧料金

| 使用者 / 使用区分 | 9時～12時 | 13時～15時 | 15時～17時 | 18時～21時 |
|------------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 小学生・中学生 | 210 (150) | 140 (100) | 140 (100) | 210 (150) |
| 一般 | 450 (300) | 300 (200) | 300 (200) | 450 (300) |
| トレーニング室 | 1時間 150 (100) | | | |

使用者の住所が本市外であるときは、本表使用料の2倍の使用料となります。
ただし、吹田市内に在勤・在学の方は吹田市在住の方と同じ料金になります。

利用時間、休館日（年末年始：12/29～1/3）、利用方法に変更はありません。

